



ウイルマーク香椎浜

(健全棟)

重要事項説明書

ご参考

ウィルマーク香椎浜
入居契約及び特定施設利用契約に係る重要事項説明書
 (兼 東京都消費生活条例による表示に基づく)

作成日 平成 17 年 4 月 20 日

1 事業主体会社・運営管理会社の概要

事業主体	福岡地所シニアライフ株式会社(以下「事業者」という)
代表者名	代表取締役 榎本 一彦
所在地	福岡市博多区住吉 1 丁目 2 番 25 号
基本財産・資本金	12 億円
主な出捐者・出資者とその金額	福岡地所株式会社(600 百万円)、株式会社福岡シティクラブ(240 百万円)、株式会社サン・ライフ(240 百万円)、株式会社西日本シティ銀行(60 百万円)、株式会社九州リースサービス(30 百万円)、株式会社ハーフ・センチュリー・モア(30 百万円)
他の主な事業	なし
事業の目的および運営方針	事業者は入居者に対し、老人福祉法等の基本理念に基づき、有料老人ホームの運営の適切な実施を図ることを事業の目的とします。 事業の実施にあたり、入居者の意思および人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービス提供に努めます。

運営管理	社会福祉法人 シティ・ケアサービス
理事長名	榎本 重孝
所在地	福岡市城南区神松寺 1 丁目 7 番 1 号

2 施設概要

施設名称	ウィルマーク香椎浜(以下「ホーム」という)
施設の類型および表示事項	介護付有料老人ホーム 居住権利形態 : 終身利用権方式 (福岡県有料老人ホーム設置運営指導指針による表示事項に基づく) 入居時要件 : 入居時自立(健常棟)・入居時要介護(介護棟) 介護保険 : 福岡県指定介護保険特定施設 介護居室区分 : 全戸個室 介護にかかわる職員体制 : 1.5 : 1 以上(週 40 時間勤務換算)
介護保険の指定居宅サービスの種類	介護保険特定施設入所者生活介護事業所 : 福岡県指定申請(予定)
支配人(施設の管理者)名	野見山 義典(予定)
開設年月日	平成 17 年 11 月 1 日(予定) (老人福祉法に基づく県知事への届出年月日平成 16 年 8 月 18 日)
所在地	〒813-0016 福岡市東区香椎浜 3 丁目 12 番 29、30(地番) TEL 092-674-2918 FAX 092-674-2919
交通の便	・ 西鉄宮地岳線・JR 鹿児島本線「千早」駅より約 1.6km ・ 西鉄宮地岳線「香椎」駅より西鉄バス(所要約 11 分) 「香椎浜 3 丁目」下車、バス停より 70m 徒歩 1 分

敷地概要（権利関係）	7,298.41 m ² 事業者所有（抵当権等の設定 有）
建物概要（権利関係）	延べ床面積 14,346.14 m ² 鉄筋コンクリート造 地上 11 階建 （一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造） 事業者所有（抵当権等の設定 有） 平成 17 年 9 月 10 日竣工予定
住戸の概要 （健常棟・介護棟）	【健常棟】 105 戸（全戸個室） 定員 147 人 最多 60.50 m ² （48.31 m ² ～80.16 m ² ） 【介護棟】 54 戸（全戸個室） 定員 54 人 全戸 24.00 m ²
住み替えについては、8 ページ「5 介護を行う場所」に記載しています。	入居者の心身の状況等の変化により、入居者・身元引受人の意思を確認し同意を得た上で、当初入居時に定めた住戸から介護棟住戸への住み替え（転居）をしていただく場合があります。
浴室、食堂、機能訓練室の概要	【健常棟】 浴室 ・健常棟全住戸内に設置 ・展望浴室(男女各 1 ヶ所):男性用 72.63 m ² 、女性用 90.49 m ² （11 階） ・介助浴室 1 ヶ所：22.20 m ² （3 階） ダイニングレストラン（プライベートダイニング含む）: 229.16 m ² （1 階） フィットネスルーム（兼機能訓練室）: 39.21 m ² （3 階） 浴室面積は脱衣室、便所を含みます。 フィットネスルーム（兼機能訓練室）は健常棟、介護棟の共用となります。
	【介護棟】 浴室 ・介護棟全住戸内にシャワー設置 ・介助浴室各階 2 ヶ所、計 6 ヶ所：各階合計 43.20 m ² （1 階～3 階） ・重介護者用浴室 1 ヶ所：30.46 m ² （3 階） ダイニング各階 2 ヶ所、計 6 ヶ所：各 24.00 m ² （1 階～3 階） フィットネスルーム（兼機能訓練室）: 39.21 m ² （3 階）
共用施設概要	【健常棟・介護棟共用】 パティオ、ロビー（メイン・サブエントランス、フロント） 運営事務所、応接室 1・2、和室（兼ゲストルーム）、健康相談室、看護スタッフルーム、理美容室、多目的ルーム 1・2、フィットネスルーム（兼機能訓練室）、 <u>駐車場</u> 、 <u>駐輪場</u> 【健常棟専用】 クラブラウンジ（バーカウンター、ライブリコーナー、ピリヤードコーナー） ダイニングレストラン、プライベートダイニング、メールボックス、自動販売機コーナー、談話コーナー（各階 1 ヶ所、計 10 ヶ所） ゴミ置場（各階 1 ヶ所、計 10 ヶ所） 麻雀ルーム、AVルーム、カルチャールーム、介助浴室、展望浴場（展望浴室、リラクゼーションラウンジ、マッサージコーナー） 【介護棟専用】 リビング玄関（各階 2 ヶ所、計 6 ヶ所） リビング（各階 2 ヶ所、計 6 ヶ所） ダイニング（各階 2 ヶ所、計 6 ヶ所） キッチン（各階 2 ヶ所、計 6 ヶ所） ケアスタッフルーム（各階 1 ヶ所、計 3 ヶ所） 中庭、光庭、介助浴室（各階 2 ヶ所、計 6 ヶ所） バスガーデン（各階 1 ヶ所、計 3 ヶ所） 洗濯室、サニタリールーム（各階 1 ヶ所、計 3 ヶ所） 重介護者用浴室
和室（兼ゲストルーム）の和室利用は健常棟のみとなります。 <u>駐車場</u> 、 <u>和室（兼ゲストルーム）のゲストルーム</u> 利用は、使用料が必要です。詳しくは、5 ページの「その他別途必要となる費用」に記載しています。 <u>理美容室</u> は外部サービス利用のため実費が必要となります。	

緊急通報装置（以下「緊急コール」という）等 緊急連絡・安否確認	<p>【健常棟】</p> <p>住戸内 緊急コール...リビングダイニング、寝室、トイレ、浴室に緊急コールを設置し、常時スタッフが対応します。 センサー...生活リズムセンサー（入室後から検知）を設置し、一定時間以上水の使用が無い場合には非常通報装置が作動し、異常を感知してスタッフが駆けつけ対応します。</p> <p>共用施設 展望浴室、共用トイレ等の共用施設に緊急コールを設置し、常時スタッフが対応します。</p>
	<p>【介護棟】</p> <p>住戸内 緊急コールボタン...ベッドサイドとトイレに緊急コールを設置し、緊急コールボタンを押すと、介護職員の持つPHSに通報され、常時スタッフが対応します。 ケアモニターシステム...トイレ（入室後から検知）、シャワー室（シャワー室の照明を点灯後から検知）にセンサーを設置し、一定時間以上経過すると、異常を感知して介護職員の持つPHSに通報され、常時スタッフが対応します。また、ベッドセンサーはベッド上での起き上がりなどのふるまいを感知し、同様に介護職員のPHSに通報されます。 住戸内の定期巡回の実施等</p> <p>共用施設 共用施設は、各リビング内共用トイレ、介助浴室、重介護者用浴室、階段等に緊急コールを設置し、常時スタッフが対応します。</p>
緊急時の医療対応	入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、ホーム看護職員がホーム嘱託医等と連絡を取り、応急措置、及び必要に応じて、協力医療機関等への緊急入院の手続き、救急車での搬送付添等の対応を行います。
消防用設備等	全住戸および共用施設等に自動火災報知器とスプリンクラー、共用施設等に消火器等を設置しております。災害発生時は、非常放送、避難誘導灯、非常照明等によりスタッフが避難誘導を行います。

3 利用料（消費税込みの価格を記載しております）

費用の納入方式	入居一時金 + 月払いの利用料（月額費用、個別選択サービスの利用料、その他別途必要となる費用）
	入居一時金は銀行振込、月払いの利用料の各種お支払いは、当社指定口座より毎月自動引落となります。
入居一時金等 各種費用の起算日	<p>入居契約書に定める住戸引渡日をもって起算日とします。</p> <p>ホーム開設前の入居契約にあっては、原則としてホーム開設後2ヶ月以内に、また、ホーム開設後の入居契約にあっては、原則として入居契約後1ヶ月以内に住戸引渡日を定めます。</p> <p>この期間を超える場合には、原則として期間経過時点をもって、入居一時金の償却および月払い利用料発生の起算日とします。</p>
入居一時金 （家賃相当額に充当）	<p>1人入居の場合 2,380万円～5,280万円（非課税） （最多3,100万円台）</p> <p>2人入居の場合の加算入居金 800万円（非課税）</p>
用途	住戸、共用施設の終身利用権の取得費用 契約解除要件については、12ページの「契約の解除」に記載しています。

解約時の返還金	<p>入居一時金の 85%を 15 年で均等償却し、この期間内に契約が終了した場合には、下記の計算式に基づき無利息で返還いたします。</p> <p>(契約が終了した場合)</p> <p>入居一時金 × 85% × (180 ヶ月 - 経過月数) ÷ 180 ヶ月</p> <p>(入居者が 2 人の場合であってその一方が退去または死亡した場合)</p> <p>加算入居金 × 85% × (180 ヶ月 - 経過月数) ÷ 180 ヶ月</p>																																				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居一時金のうち 15%は、入居期間にかかわらず返還されません。 ・ 入居期間が 15 年を超える場合は、返還金はありません。 ・ 入居一時金の償却期間内に契約が終了し、返還金の算出を行う場合は、費用の起算日および契約の終了日に属する月については、それぞれ 1 ヶ月を 30 日とし、日割計算とします。 																																				
	<p>【入居一時金 (3,100 万円の場合) の返還金一覧表 (単位: 万円)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入居経過年数</th> <th>1 年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> <th>4 年</th> <th>5 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返還金額</td> <td>2,459</td> <td>2,283</td> <td>2,108</td> <td>1,932</td> <td>1,756</td> </tr> <tr> <th>入居経過年数</th> <th>6 年</th> <th>7 年</th> <th>8 年</th> <th>9 年</th> <th>10 年</th> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>1,581</td> <td>1,405</td> <td>1,229</td> <td>1,054</td> <td>878</td> </tr> <tr> <th>入居経過年数</th> <th>11 年</th> <th>12 年</th> <th>13 年</th> <th>14 年</th> <th>15 年</th> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>702</td> <td>527</td> <td>351</td> <td>175</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		入居経過年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	返還金額	2,459	2,283	2,108	1,932	1,756	入居経過年数	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	返還金額	1,581	1,405	1,229	1,054	878	入居経過年数	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	返還金額	702	527	351	175
入居経過年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年																																
返還金額	2,459	2,283	2,108	1,932	1,756																																
入居経過年数	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年																																
返還金額	1,581	1,405	1,229	1,054	878																																
入居経過年数	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年																																
返還金額	702	527	351	175	0																																
月額費用	<p>【健常棟】 99,750 円 ~ 194,250 円 / 月 (1 人入居の場合)</p> <p>162,750 円 ~ 351,750 円 / 月 (2 人入居の場合)</p>																																				
	<p>【介護棟】 78,750 円 ~ 194,250 円 / 月</p>																																				
内 訳	管理費	<p>【健常棟】 78,750 円 / 月 (1 人入居の場合)</p> <p>120,750 円 / 月 (2 人入居の場合)</p>																																			
		<p>【介護棟】 78,750 円 / 月</p>																																			
	用途	<p>共用施設の維持管理費、清掃費、水光熱費、ダイニングレストランや介護にあたるスタッフ以外の人件費、および日常の健康管理等に要する費用に充当されます。介護棟は、住戸内の水光熱費にも充当されます。</p>																																			
	食費	<p>63,000 円 / 月・人 (1 日 3 食 30 日喫食の場合)</p> <p>【健常棟】 朝食 420 円、昼食 630 円、夕食 1,050 円</p> <p>【介護棟】 朝食 420 円、昼食 735 円 (おやつ含む)、夕食 945 円</p> <p>喫食実績に基づきお支払いいただきます。但し、ダイニングレストランの安定経営のため、最低 21,000 円 / 月・人を基本料金としてお支払いいただきます。介護棟は基本料金の設定はございません。</p>																																			
		用途	<p>ダイニングレストランの人件費、食材費、衛生検査費等に要する費用に充当されます。</p>																																		
	水光熱費	<p>【健常棟】 共用施設等の水光熱費は、管理費に含まれます。住戸内の水光熱費は管理費に含まれておりません。別途必要となります。</p>																																			
		<p>【介護棟】 共用施設等及び住戸内の水光熱費は、管理費に含まれます。</p>																																			
	介護費用 (介護保険に係る利用料を除く)	<p>要介護 1~2 : 31,500 円 / 月・人</p> <p>要介護 3~5 : 52,500 円 / 月・人</p>																																			
用途	<p>費用設定時の長期推計額で、要介護者への人員過配置サービス費に充当されます。</p>																																				

	<p>積算根拠 要介護者等の人数に応じた職員等の数については10ページ「8職員体制」に記載しています。</p>	<p>要介護認定を受け、特定施設入所者生活介護利用契約を締結された方が対象となります。平成12年3月30日老企52号により、人員を基準以上に配置（要介護者3人に対し2人以上の直接処遇職員配置：週40時間勤務換算）して提供する介護サービスのうち、介護保険給付および利用者負担収入で賄えない額に充当するものであり、合理的な積算根拠に基づいた費用です。</p>						
	<p>家賃相当額</p>	<p>入居一時金に含むため不要です。</p>						
<p>個別選択によりその都度徴収するサービスの利用料</p>		<p>管理費もしくは介護費用には含まれない入居者の個人的な希望による、または、個人の選択的な個別介護サービス（以下、「個別選択サービス」という）は、都度払いが原則となりますが、便宜上、月にまとめてお支払い頂きます。個別選択サービスについては「介護サービス等の一覧表」および7ページ「別途費用負担の必要な有料サービスとその利用料」に記載しています。</p>						
<p>その他別途必要となる費用</p> <p>ホームが徴収する利用料等は原則として月払いとなります。おむつ代は実費が必要となります。住戸内水光熱費（健常棟のみ）電話代等はこれを供給する事業主体の料金規定および支払方法により各戸でお支払いいただきます。</p>	<p>【健常棟・介護棟】電話代、NHK受信料、新聞購読料、医療費、消耗品費、交通費（付添者分含む）、クリーニング代（外部業者依頼のもの）、日用品代、駐車場使用料（8,400円/月・台）、ゲストルーム使用（4,200円/泊、2人目以降の追加＝2,100円/泊・人加算）、エキストラベッド貸出料金（1,050円/泊・台）、寝具一式貸出料金（1,050円/泊・一式）</p> <p>【健常棟のみ以下必要】 住戸内水光熱費、同居者の管理費（1,575円/日）と食費（同居者と同額）（同居者費用については該当者のみ）</p>							
<p>介護保険に係る利用料</p>		<p>自治体が定める介護保険給付（特定施設入所者生活介護と機能訓練指導員配置加算）の利用者負担金が発生します。 （1ヶ月30日の場合）</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援 ... 7,770円</td> <td>要介護1...17,436円</td> <td>要介護2...19,519円</td> </tr> <tr> <td>要介護3...21,601円</td> <td>要介護4...23,683円</td> <td>要介護5...25,797円</td> </tr> </table> <p>利用者負担金は、関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用します。</p>	要支援 ... 7,770円	要介護1...17,436円	要介護2...19,519円	要介護3...21,601円	要介護4...23,683円	要介護5...25,797円
要支援 ... 7,770円	要介護1...17,436円	要介護2...19,519円						
要介護3...21,601円	要介護4...23,683円	要介護5...25,797円						
<p>不在時の取扱い</p>		<p>月額費用は、外泊や入院等で長期不在の場合でも、原則お支払いいただきます。但し、健常棟入居者の食費の基本料金は連続20日以上不在時（旅行、入院時のみ限定：事前届出が必要）の場合は適用されません。</p>						
<p>改定ルール</p>		<p>人件費や諸経費、物価の変動があった場合や提供するサービスの形態に変更があった場合、および介護保険報酬（給付額）に変更があった場合等には、運営懇談会等で意見を聴き、説明の上、改定させていただくことがあります。</p>						
<p>一時金の返還金の保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行保証の有無および内容 その他の保全措置の有無および内容 	<p>有 ・ 無 () 有 ・ 無 ()</p>							

損害賠償の予定の定めの有無および内容	有 ・ 無 (社団法人 全国有料老人ホーム協会の入居者基金に加入) 入居者基金は、ホームと入居者との契約に基づき、万一事業主体が倒産等により、入居の継続が困難になった場合において、入居契約が解除され、入居者が全員退去せざるを得なくなった場合に、入居者1人に対し500万円が支払われる制度です。
使用住戸の修繕等 ()印は健全棟 該当住戸のみ	入居者の故意、過失あるいは不当な使用によるものを除き、必要な修繕等は事業者が行います。但し、下記項目につきましては、通常の使用による場合も、入居者の負担にて修繕等が必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内壁の塗替え、壁紙の張替え ・ 障子紙・襖紙の張替え () ・ 給水栓・排水栓の取替え ・ 入居者が自ら希望して行った住戸内造作模様替え等 ・ その他管理規程に定める入居者の費用負担となる修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畳の表替え () ・ 電球・蛍光灯の取替え () ・ 介護棟住戸カーテンの取替え
住戸の原状回復および損害保険の加入	住戸の明け渡しや介護場所の変更に伴う転居時において、通常の使用による損耗を除き、入居者の負担にて住戸を原状回復していただきます。なお、入居者が自ら希望して行った造作模様替え等により原状を変更した場合も同様です。その際の原状回復は事業者の指定する施工業者により行うこととします。また、住戸内での失火等の事故で借家人賠償または個人賠償の責を負う事故を発生させた場合のために、賠償責任特約付の火災保険に加入されることをお勧めします。
消費税	入居一時金・介護保険に係る利用料については非課税

4 サービスの内容 (サービスにかかる利用料は消費税込みの価格を記載しています)

入居一時金 (家賃相当額) に含まれるサービス	なし
月額費用 (介護費用を除く) に含まれるサービス	<ul style="list-style-type: none"> (生活サービス) 来館者受付や宅配物・郵便物の取次等のフロントサービス 生活相談員による日常生活相談・助言や専門家の紹介等 (食事サービス) 栄養士によるメニュー作成と1日3食の提供、治療食等の提供 (アクティビティサービス) イベントの開催、およびサークル活動の支援等 (健康管理サービス) 定期健康診断 (年2回)、ヘルスケアサービスの提供、ホーム嘱託医・看護職員による継続的な健康管理、治療への協力、健康相談および慢性疾患管理等
ホームが提供する介護サービスの内容、頻度および費用負担	入居者が要介護認定を受けた場合、ホームが提供する介護保険特定施設の介護サービスと、外部の介護サービスのいずれかを選択することが可能です。本重要事項説明書の記載は、指定特定施設の介護サービスを受けられる場合を前提に記載しています。当該介護サービスについては、別添「介護サービス等の一覧表」によります。

<p>別途費用負担の必要な有料サービスとその利用料</p> <p>買物代行、役所等の代行は週1回の指定日実施</p> <p>規定回数以上の下着類の洗濯、外出同行は介護棟は必要に応じ実施</p> <p>各サービスにおいて、交通費、その他実費が発生した場合は、付添者の分も含め、入居者の負担となります。</p>	<p><u>管理費以外の別途有料となる生活サービス</u> (詳しくは、「介護サービス等の一覧表」に記載しています。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住戸内清掃 1,050円/30分～ ・買物代行(イオン香椎浜ショッピングセンター) 525円/週1回 ・役所、金融機関等(所定機関のみ) 手続代行 1,575円/週1回 但し、お身体の状態により無料で対応させていただきます。 <hr/> <p><u>お身体の状態を問わず有料となる生活サービス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー(白黒) 10円/枚 (カラー) 50円/枚 ・FAX 50円/枚 ・理美容サービス 実費分 <hr/> <p><u>要介護者等に対する、個別的な選択による追加の介護サービス等</u> (詳しくは、「介護サービス等の一覧表」に記載しています。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回を超える住戸内清掃 1,050円/30分～ ・週1回を超える下着類の洗濯 1,050円/30分～ ・協力医療機関以外への通院付添・受診手続(福岡市東区内) 1,575円/30分毎 ・協力医療機関以外への入退院時の手続・付添対応(福岡市内) 1,575円/30分毎 ・規定回数以上の入浴介助 1,050円/30分～ ・外出同行 1,050円/回・30分
<p>苦情解決の体制</p>	<p>ホームやサービス等の苦情があった場合には、苦情解決担当責任者(生活相談員)が対応します。入居者からの苦情には守秘義務を課し、すぐ解決できるものは遅滞なく解決します。内容により、運営懇談会に諮り、示された答申を受けて支配人が責任を持って解決します。苦情を申し出ることによる差別的な待遇は一切行いません。また、福岡市等以下の公的機関においても、苦情を提起することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市東区保健福祉センター(福祉介護保険課) 092-631-2131 ・福岡県国民健康保険団体連合会(介護保険課) 092-642-7859 ・社団法人全国有料老人ホーム協会 03-3272-3781(代表)
<p>事故発生時の対応</p>	<p>事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに福岡市および関係各機関、並びに入居者のご家族または身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p>
<p>損害賠償</p>	<p>事業者は、入居契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害を賠償します。但し、入居者側に過失がある場合はこの限りではありません。</p> <p>賠償責任保険(対人・対物賠償責任保険)に加入予定</p>

5 介護を行う場所

<p>要介護時(認知症[痴呆症]を含む)に介護を行う場所</p>	<p>原則として住戸内にて介護を行います。要介護3以上や認知症[痴呆症]の場合には、状態により介護棟において介護を行います。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">入居後に住戸を住み替える場合</p> <p>【健常棟】</p> <p>介護棟住戸へ住み替える場合 (判断基準・手続・追加費用の要否、住戸利用権の取扱い、入居一時金償却の有無、従前住戸からの面積の増減の有無、従前住戸との仕様の変更の有無等)</p> <p>最多 60.50 m² (48.31 m² ~ 80.16 m²)</p> <p>入居者移行判定委員会 入居者の要介護状態に基づき、必要とされる介護サービスの要否、および介護棟住戸への住み替えを定期的または必要時に判定します。その構成員は、支配人、ホーム嘱託医、副支配人、ケアサービス長、および入居者の日常生活や精神状態をよく観察しているスタッフ等(担当看護・介護職員)が中心となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時介護が必要となられるなど、健常棟での生活がどうしても困難になった場合(常時入浴介助・常時食事介助が必要となられた場合、または要介護3以上目安)には、より介護体制のととのった介護棟内の住戸に仮入居することができます。(最長3ヶ月間) この期間中に、健常棟での生活が可能と判断された場合には従来の住戸にお戻りいただくことができます。(この期間中は、当初入居された健常棟住戸の権利は確保されたままととなります) ・ 介護棟住戸での生活が最長3ヶ月を超過し、入居者が将来にわたり健常棟住戸にお戻りいただくことが困難と判断された場合は、入居者に最適な介護棟住戸を選択させていただき、正式に介護棟住戸に住み替えて(転居)いただくことができます。介護棟住戸への移行費用は、当初の入居一時金に含まれており追加の費用は必要ございません。 ・ 介護棟住戸への仮入居や正式な転居は、クリニック医師(ホーム嘱託医)を含む「入居者移行判定委員会」()の判断、ならびに入居者、身元引受人の意思を確認し、同意を得た上で手続きさせていただきます。 <p>【1人入居の場合】</p> <p>介護棟住戸への転居により、当初入居された健常棟住戸の利用権は消滅し、新たに転居先の介護棟住戸の利用権を設定させていただきます。この転居により、当初入居された健常棟住戸の諸条件が、介護棟住戸の諸条件に変更(面積の減少、向き・設備などの変更)になりますが、入居一時金の清算や月額費用の変更は行いません。</p> <p>【2人入居の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2人のうち一方だけが介護棟住戸へ転居される場合は、当初入居された健常棟住戸の利用権はそのまま存続し、新たに転居先の介護棟住戸の利用権を追加設定させていただきます。この転居により、転居される方の住戸の諸条件が、介護棟住戸の諸条件に変更(面積の減少、向き・設備などの変更)になりますが、入居一時金の清算は行いません。但し、健常棟2人入居管理費が、健常棟1人入居管理費と介護棟1人入居管理費に変更となります。 ・ 2人とも介護棟住戸へ転居される場合は、当初入居された健常棟住戸の利用権は消滅し、新たに転居先の介護棟住戸2戸分の利用権を設定させていただきます。この転居により、当初入居された健常棟住戸の諸条件が、介護棟住戸の諸条件に変更(面積の減少、向き・設備などの変更)になりますが、入居一時金の清算は行いません。但し、健常棟2人入居管理費が、介護棟1人入居管理費の2人分へ変更となります。
<p>【介護棟】</p> <p>介護棟住戸を住み替える場合 (同上)</p> <p>全戸 24.00 m²</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の住み替え手続き後の介護棟住戸で、介護サービスを提供します。但し、入居者の心身状態に大きな変化が見られ、介護棟内での住み替えが必要とホームが判断した場合には、入居者にとって最適な介護棟住戸を選択させていただき、住み替えて(転居)いただくことがあります。 ・ その際には、クリニック医師(ホーム嘱託医)を含む「入居者移行判定委員会」()の判断、ならびに入居者および身元引受人の意思を確認し、同意を得た上で手続きさせていただきます。これにより、入居者がそれまで入居されていた介護棟住戸の利用権は消滅し、新たに転居先の介護棟住戸の利用権が設定されることとなります。この住み替えにより住戸の諸条件が変更(向き・設備等の変更)になることがありますが、入居一時金の調整や月額費用の変更は行いません。
<p>他ホームへ住み替える場合(同上)</p>	<p>なし</p>

6 医療への協力

<p>協力医療機関の概要 および協力内容</p>	<p>名 称：(仮称)川崎内科・循環器科クリニック 所 在 地：福岡市東区香椎浜3丁目(同一建物内、テナント) 協 力 科 目：一般内科、循環器科 入居者だけでなく、地域住民も利用します。 協 力 内 容：ホーム嘱託医として提携しており、定期健康診断(年2回)の実施、及びクリニック営業時間外でのホームへの定期来館(週1~2回)によるホーム看護職員への指示、入居者の健康管理・健康相談、ホーム入居・移行判定委員会参加。 紹介先病院：ホーム協力医療機関、国家公務員共済組合連合会 千早病院、福岡大学病院救命救急センター、九州大学医学部附属病院、国立病院機構九州医療センター、社会福祉法人恩賜財団 済生会福岡総合病院</p>
<p>協力医療機関であっても、優先的に治療を受けたり、入院ができるわけではありません。</p> <p>協力歯科医院については未定</p>	<p>名 称：医療法人 原土井病院(ベッド数：556床) 所 在 地：福岡市東区青葉6丁目40番8号 電 話：092-691-3881 協 力 科 目：内科、整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科、他7科 協 力 内 容：急病時や入院加療、高度専門医療が必要となった場合のホームスタッフ・ホーム嘱託医との緊密な連携。 : リハビリテーション科より専門職員(理学療法士・作業療法士等)が定期来館(月1回程度)し、機能訓練を実施。</p> <p>名 称：福岡輝栄会病院(ベッド数：283床) 所 在 地：福岡市東区千早5丁目11番5号 電 話：092-681-3115 協 力 科 目：脳神経外科、外科、整形外科、内科、他14科 協 力 内 容：急病時や入院加療、高度専門医療が必要となった場合のホームスタッフ・ホーム嘱託医との緊密な連携。 : 緊急時(夜間含む)での搬送サービス・年2回程度のホームでの専門医療相談の実施。</p>
<p>入居者が医療を要する場合の対応</p> <p>病気やケガの治療は、原則として医療機関で受けていただくことになります。</p>	<p>通院付添：協力医療機関への通院付添を必要に応じ対応 入院時対応：協力医療機関への入退院時の付添・手続等を必要に応じ対応 入院中対応：洗濯、買物、手続代行、連絡等を週1回対応(協力医療機関) 緊急時対応：入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、ホーム看護職員がホーム嘱託医等と連絡を取り、応急措置、及び必要に応じて、協力医療機関等への緊急入院の手続き、救急車での搬送付添等の対応を行います。 薬 受 取：薬受取随時代行(一時的支援、要介護者等の場合は随時行います)</p> <p>医療費について 管理費や介護費用の中には、同一建物内クリニックをはじめ、協力医療機関、およびホーム内での医療行為に伴う医療費等は含まれておりません。 ホーム内にて、入居者の個人的な疾病等に対する、嘱託医への「往診」・「訪問診療」の依頼や、採血などの「検査」・薬の「処方」および点滴・注射等の「治療」等を受けられる場合は、別途医療費のご負担が必要となります。</p>

7 入居状況等

(平成 年 月 日現在)

入居者数および定員	健常棟	人(定員 147 人)	介護棟	人(定員 54 人)
入居者内訳	性別	男性	人、女性	人
	介護の要否別	自立	人	要介護 1 人 要介護 2 人 要介護 3 人 要介護 4 人 要介護 5 人
		要支援	人	
要介護 計	人			
平均年齢	歳(男性 歳、女性 歳)			
運営懇談会の開催状況 (過去1年間の開催回数、 主な議題等)	開設後1年に満たない施設は開設後1年間の開催予定			
過去5年間の生前解約者数	人 開設後5年に満たない施設は開設日以降現在までの生前解約者数			

8 職員体制

(満室時想定)

	職員数	常勤換算後の人数		夜間勤務職員数 21時~翌7時 [休憩時(最1時)]	備 考	
		(2)	うち自立 対応者			
従 業 者 の 内 訳	支配人	1	1			
	副支配人(生活相談員)	1(1)	1			
	介護棟直接処遇職員 ケアサービス長(看護職員)	1(1)	1	計 47	[最少時3] 介護:2 看護:1 または 介護:3 看護:0	計画作成担当者兼務
	介護職員リーダー	3	3			
	介護職員(常)	21	21			
	介護職員(非)	8	8			
	看護職員リーダー	1(1)	1			
	看護職員	6	6			
	健常棟直接処遇職員 介護職員(常)	4	4			
	介護職員(非)	3	3			
	生活相談員	1(1)	1			計画作成担当者兼務
	フロントスタッフ(常)	1	1			
	フロントスタッフ(非)	2	2			
	機能訓練指導員	1(1)				看護職員兼務
	計画作成担当者	2(1)				兼務
医師(ホーム嘱託医)	1(3)				同一建物内(テナト) クリニック医師	
栄養士					外部委託	
調理員						
総務・経理職員	3	3				
その他職員					外部委託	
合 計	56	56	1.9			

介護にかかわる職員体制（要介護者等に対する直接処遇職員体制）の状況
 現在は開業前のため、以下の人数は想定として記載しております。

	前々年度の 平均値	前年度の 平均値	満室時(想定)
要介護者等の人数	-	-	64人
指定基準上の直接処遇職員の人数（常勤換算）	-	-	21.3人
ホームに配置する直接処遇職員の常勤換算人数 （常勤換算・要介護者等の対応の人数）	-	-	45.1人
要介護者等の人数に対する直接処遇職員の人数の割合	-	-	1.48：1
人員過配置による直接処遇職員	-	-	23.8人

開業後は、個別選択によりその都度徴収するサービスに従事する介護職員を実績に応じ算定除外する予定です。

常勤換算方法の考え方	月間常勤換算時間：160時間（5日/週×8時間/日×4週/月） 換算人数は、各職種の週勤務時間総数を当ホームにおける常勤職員の所定労働時間数（40時間/週）で除した数
------------	--

従業者の勤務体制の概要

常勤介護職員 （呼称：ケアワーカー）	早出 7:00～ 16:00 日勤 10:00～ 19:00 遅番 12:00～ 21:00	日勤 9:00～ 18:00 遅番 11:00～ 20:00 夜勤 17:00～翌 11:00
常勤看護職員 （呼称：ナース）	早出 7:00～ 16:00 遅番 11:00～ 20:00	日勤 9:00～ 18:00 夜勤 17:00～翌 11:00
非常勤介護職員 （呼称：ケアワーカー）	早出 7:00～ 11:00 日勤 14:00～ 18:00	日勤 11:00～ 15:00 遅番 16:00～ 20:00
生活相談員 （呼称：ソーシャルワーカー） フロントスタッフ	早出 7:00～ 16:00 遅番 12:00～ 21:00	日勤 10:00～ 19:00 宿直 11:00～翌 9:00
支配人 総務・経理スタッフ	日勤 9:00～ 18:00	

- （ 1 ） 機能訓練指導員および計画作成担当者等が他の職務を兼務することを示します。
- （ 2 ） 常勤換算にあたっては、個別選択によりその都度徴収するサービスに係る職員（常勤換算後）を実績に応じ算定除外する予定です。
- （ 3 ） ホーム嘱託医は職員数には含まれません。

9 入居・退去等

入居者の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居時において原則 60 歳以上の方 ・ ご夫婦（内縁含む）入居の場合、どちらか一方が原則 60 歳以上で、もう一方は原則 55 歳以上の方 ・ ご夫婦以外の場合は、両者の関係が二親等以内の血族または一親等以内の姻族であり、かつ入居時において両者とも原則として 60 歳以上の方 ・ 入居時に身の回りのことができる程度に健康な方 ・ 健康保険、介護保険に加入されている方 ・ 確実な身元引受人を立てることのできる方 ・ 入居判定委員会で入居を認められた方 ・ 当ホームの運営主旨をご理解いただき、他の入居者と協調した生活ができる方 ・ 入居後、管理費・食費等の費用を負担できる方
--------	---

身元引受人の条件、義務等	<p>身元引受人を1名定めていただきます。身元引受人は契約上の義務や債務について入居者と連帯して責任を負うこととなります。また、契約の終了に当たっては、ホームと協議の上、入居者の身柄の引取り、健常棟住戸または介護棟住戸の残置財産の引取り等を行っていただきます。</p>
契約の解除	<p>入居者からの解約 ・ 30 日前までに文書で通知することで、いつでも本契約の解約を行うことができます。</p> <p>事業者からの契約解除 ・ 次のいずれかに該当し、かつ社会通念上将来にわたって入居契約を維持することが困難と認められる場合には、90 日間の予告期間をおいて、契約を解除していただく場合があります。 入居申込書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき 月額費用、その他の支払いを正当な理由なくしばしば遅滞するとき 契約内容（禁止または制限される行為）に違反したとき 入居者の行動が他の入居者の生活に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき（認知症〔痴呆症〕による問題行動は該当しません）</p>
住戸引渡日前の解除	<p>入居者による入居契約締結日から 14 日以内の解除 ・ 文書で通知することで本契約の解除を行うことができます。 ・ 支払済みの入居一時金等は全額無利息で返還されますが、ホーム側の負担で行った健康診断料が実費徴収されます。</p> <p>入居者による入居契約締結日から 15 日以降、住戸引渡日前日までの解除 ・ 文書で通知することで本契約の解除を行うことができます。 ・ 支払済みの入居一時金等は全額無利息で返還されますが、入居一時金 1%相当額が事務手数料として徴収されます。</p> <p>事業者からの解除 ・ 事業者は、入居者が入居申込書等への重大な不実記載等不正手段で入居しようとしたことが判明した場合、または正当な理由なく住戸引渡日までに入居一時金を支払わなかった場合等、本契約を解除することがあります。 ・ 入居一時金 1%相当額が事務手数料として徴収されます。</p>
クーリングオフ制度	<p>住戸引渡日から、90 日以内に退去または死亡により入居契約を解除された場合、入居一時金は償却を行わず、次の算式によりご負担いただきます。退去月までの月払いの利用料はご負担いただきます。なお、管理費・介護費用・駐車場利用料の退去月については、1 ヶ月を 30 日とし日割計算いたします。食費（退去月）・その他費用は実費清算となります。</p> <p>ご負担額 = 入居一時金 ÷ 5,475 日 × 引渡日から退去日までの日数（90 日以内） 入居者が 2 人の場合であってその一方が退去または死亡された場合は、加算入居金が対象となります。</p>
体験入居	<p>利用料 4,200 円（税込） / 泊・人（食費別途 入居者と同額） 2 人目追加 = 2,100 円（税込） / 泊（食費別途）追加 1 泊 2 日 ~ 6 泊 7 日までとさせていただきます。</p>

1 0 業務委託の状況

外部委託の業務内容	業務委託先の名称
運営管理（介護サービス含む）	社会福祉法人 シティ・ケアサービス
食事サービス（献立・調理・配下膳）	未定
清掃・設備管理サービス	未定

1 1 承認事項

承認事項	<p>入居者は予め以下の事項を承認の上、ホームに入居するものとし、将来以下の事項に関して事業者に異議申し立てしないものとします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームの周辺に将来合法的な建物が建設される場合があること ・ ホームの西側隣接地に分譲マンションが平成 17 年秋に竣工予定であること ・ ホームについて行政庁からの指導、安全対策および改良工事の実施、施工上の理由等により、パンフレット・図面集記載の形状と異なる場合があること ・ ホーム開業後も入居未了の住戸があった場合には、販売業務のため、モデルルームの設置、広告、看板の設置等、共用部を使用し、来館者が敷地、建物内等に立ち入る場合があること ・ 入居後、町内会が発足し、管理費とは別途に町内会費等の支払いが必要となる場合があること ・ 入居後、上下階および近隣住戸に対する騒音等の問題が起きないように各入居者にて配慮していただくこと ・ ホームの入居に際し、多数の引越しが集中し、混乱が予想される場合は事業者による引越しの日時の調整が行われること ・ 駐車場の使用箇所は予め事業者が定めるものとし、その後の運営については運営懇談会により決定されるものであること

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

説明年月日 平成 年 月 日

説明者署名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

住戸番号 健常棟 _____ 号室

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

この重要事項説明書は、入居契約書の重要事項説明書とともに、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 178 条の規定に基づいた、利用申込者または、その家族への重要事項説明を兼用するものとします。

「介護サービス等の一覧表」

※「要支援」のサービスは、要介護認定を受けられ、「特定施設入所者生活介護利用契約」を締結された方のサービス内容となっております。

※金額は全て税込表示

介護の程度	自立(常態的)		自立(一時的支援:2週間程度)		要支援	
介護の場所	原則として住戸内、要介護Ⅲ以上や認知症[痴呆症]の場合には状態により介護棟にて介護を行います					
費用区分	月額費用(管理費・食費)に含まれるサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス	月額費用(管理費・食費)に含まれるサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス	介護保険給付、月額費用(管理費・食費)に含まれるサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス
○生活サービス						
住戸清掃	—	1,050円/30分～	週1回・30分	週2回以上: 1,050円/30分～	週1回・30分	週2回以上: 1,050円/30分～
ゴミ回収	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
買物代行 (イオン香椎浜ショッピングセンター)* *指定日実施	—	525円/回	週1回	—	週1回	—
役所・銀行手続 (所定役所・指定金融機関) *指定日実施	—	1,575円/回	週1回	—	週1回	—
洗濯	—	—	週1回 (下着・寝巻・靴下等)	週2回以上: 1,050円/30分～	週1回 (下着・寝巻・靴下等)	週2回以上: 1,050円/30分～
クリーニング	—	実費	—	実費	—	実費
リネン交換 (指定リネン類)	—	—	—	—	—	—
理美容サービス	—	実費	—	実費	—	実費
○ヘルスケアサービス						
健康増進プログラム	必要に応じ	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
介護予防プログラム	必要に応じ	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
生活リハビリプログラム	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
定期健康診断	年2回	—	年2回	—	年2回	—
健康管理 (日常バイタルチェック等)	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
健康相談	必要に応じ	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
薬受取代行 (ホームの指定する薬局)	—	—	随時	—	随時	—
通院付添・受診手続 (協力医療機関)	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
入退院時対応(手続・付添) (協力医療機関)	必要に応じ	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
協力医療機関外への 通院付添・受診手続	—	—	—	1,575円/30分毎 (福岡市東区内) 交通費等実費	—	1,575円/30分毎 (福岡市東区内) 交通費等実費
協力医療機関外への 入退院時の対応(手続・付添)	—	—	—	1,575円/30分毎 (福岡市内) 交通費等実費	—	1,575円/30分毎 (福岡市内) 交通費等実費
入院中対応(洗濯・連絡等) (協力医療機関及び東区内の 医療機関)	—	—	週1回	—	週1回	—
緊急時対応	随時対応(緊急コール、 生活リズムセンサー)	—	随時対応(緊急コール、生 活リズムセンサー)	—	随時対応(緊急コール、生 活リズムセンサー)	—
○介護サービス						
日中巡回(9時～18時)	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
夜間巡回(18時～9時)	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
食事配下膳	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
提供する食事	治療食(要食事箋)	—	治療食または刻み食等	—	治療食または刻み食等	—
食事介助	—	—	—	—	心身状態に応じ 一部介助	—
トイレ誘導	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
排泄介助	—	—	必要に応じ	おむつ代	必要に応じ	おむつ代
入浴介助 (一般浴・重介護浴・介助浴 ・見守浴・手足浴等)	—	—	週1回	1,050円/30分～ (週1回まで)	週2回	1,050円/30分～ (週1回まで)
清拭(入浴不可の場合)	—	—	週1回	525円/15分～ (週1回まで)	週2回	525円/15分～ (週1回まで)
洗髪(入浴不可の場合)	—	—	週1回	525円/15分～ (週1回まで)	週2回	525円/15分～ (週1回まで)
身だしなみ	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
衣類着脱	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
体位交換	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
移動介助	—	—	必要に応じ	—	必要に応じ	—
外出同行 (予約制)	—	—	—	1,050円/回・30分 交通費等実費	—	1,050円/回・30分 交通費等実費

注1) 協力医療機関以外への通院付添・入退院時の対応にかかる交通費等は、付添者も含め実費をご負担頂きます。

注2) 外出同行にかかる交通費等は、付添者も含め実費をご負担頂きます。

「介護サービス等の一覧表」

※記載のサービスは、要介護認定を受けられ、「特定施設入所者生活介護利用契約」を締結された方のサービス内容となっております。

※金額は全て税込表示

介護の程度	要介護Ⅰ・Ⅱ		要介護Ⅲ～Ⅴ ならびに介護棟入居者	
介護の場所	原則として住戸内、要介護Ⅲ以上や認知症[痴呆症]の場合には状態により介護棟にて介護を行います			
費用区分	介護保険給付、介護費用、及び月額費用(管理費・食費)に含まれるサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス	介護保険給付、介護費用、及び月額費用(管理費・食費)に含まれるサービス	個別選択によりその都度徴収するサービス
○生活サービス				
住戸清掃	週1回・30分	週2回以上: 1,050円/30分～	週1回・30分	週2回以上: 1,050円/30分～
ゴミ回収	必要に応じ	—	必要に応じ	—
買物代行 (イオン香椎浜ショッピングセンター)* * 指定日実施	週1回	—	週1回	—
役所・銀行手続 (所定役所・指定金融機関) * 指定日実施	週1回	—	週1回	—
洗濯	週1回 (下着・寝巻・靴下等)	週2回以上: 1,050円/30分～	健常棟:週1回 (下着・寝巻・靴下等) 介護棟:必要に応じ	健常棟のみ週2回以上: 1,050円/30分～
クリーニング	—	実費	—	実費
リネン交換 (指定リネン類)	—	—	介護棟のみ週1回 (汚れた場合は随時)	—
理美容サービス	—	実費	—	実費
○ヘルスケアサービス				
健康増進プログラム	必要に応じ	—	必要に応じ	—
介護予防プログラム	必要に応じ	—	必要に応じ	—
生活リハビリプログラム	必要に応じ	—	必要に応じ	—
定期健康診断	年2回	—	年2回	—
健康管理 (日常バイタルチェック等)	必要に応じ	—	随時	—
健康相談	必要に応じ	—	必要に応じ	—
薬受取代行 (ホームの指定する薬局)	随時	—	随時	—
通院付添・受診手続 (協力医療機関)	必要に応じ	—	必要に応じ	—
入退院時対応(手続・付添) (協力医療機関)	必要に応じ	—	必要に応じ	—
協力医療機関外への 通院付添・受診手続	—	1,575円/30分毎 (福岡市東区内) 交通費等実費	—	1,575円/30分毎 (福岡市東区内) 交通費等実費
協力医療機関外への 入退院時の対応(手続・付添)	—	1,575円/30分毎 (福岡市内) 交通費等実費	—	1,575円/30分毎 (福岡市内) 交通費等実費
入院中対応(洗濯・連絡等) (協力医療機関及び東区内の 医療機関)	週1回	—	週1回	—
緊急時対応	随時対応(緊急コール、 生活リズムセンサー)	—	随時対応(緊急コール、 健常棟:生活リズムセンサー)	—
○介護サービス				
日中巡回(9時～18時)	必要に応じ	—	必要に応じ	—
夜間巡回(18時～9時)	必要に応じ	—	必要に応じ	—
食事配下膳	必要に応じ	—	必要に応じ	—
提供する食事	治療食または刻み食等	—	治療食または刻み食等	—
食事介助	心身状態に応じ一部介助	—	心身状態に応じ介助	—
トイレ誘導	必要に応じ	—	必要に応じ	—
排泄介助	必要に応じ	おむつ代	必要に応じ	おむつ代
入浴介助 (一般浴・重介護浴・介助浴 ・見守浴・手足浴等)	週3回	1,050円/30分～ (週1回まで)	週3回	1,050円/30分～ 健常棟(週1回まで) 介護棟:週4回以上
清拭(入浴不可の場合)	週3回	525円/15分～ (週1回まで)	週3回	525円/15分～ 健常棟(週1回まで) 介護棟:週4回以上
洗髪(入浴不可の場合)	週3回	525円/15分～ (週1回まで)	週3回	525円/15分～ 健常棟(週1回まで) 介護棟:週4回以上
身だしなみ	必要に応じ	—	必要に応じ	—
衣類着脱	必要に応じ	—	必要に応じ	—
体位交換	必要に応じ	—	必要に応じ	—
移動介助	必要に応じ	—	必要に応じ	—
外出同行 (予約制)	—	1,050円/回・30分 交通費等実費	介護棟:必要に応じ 交通費等実費	1,050円/回・30分 交通費等実費

注3) 協力医療機関以外への通院付添・入退院時の対応にかかる交通費等は、付添者も含め実費をご負担頂きます。

注4) 外出同行にかかる交通費等は、付添者も含め実費をご負担頂きます。介護棟はケアプランに基づき行います。